

第3期岐阜県工賃向上計画

平成30年8月
岐 阜 県

1 計画の目的

障がい者が地域において生活する上で、就労の場、活動の場があるということは、生計の維持、生活の質の向上に大きな役割を果たしている。

障害者総合支援法では、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるために、障がい者の就労を重要施策として位置づけており、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労をしていただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。

国としても、平成19年度から「工賃倍増5か年計画」として、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり取り組んできた。平成24年度から「工賃向上計画」を策定し、平成30年度以降についても「工賃向上計画に基づいた取組を推進することとなった。

(『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』(平成24年4月11日障発0411第4号(平成30年2月28日一部改正障発0228第3号)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知))

岐阜県においても、平成20年3月に「岐阜県工賃倍増計画」、平成24年度8月から平成29年度までは「岐阜県工賃向上計画」を策定し、工賃水準の向上に向けた取り組みを行ってきたが、十分な成果が得られていない。引き続き工賃水準の向上に向けた取り組みを行うため、「第3期岐阜県工賃向上計画」を策定する。

2 計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3か年とする。

3 計画の対象事業所

第3期岐阜県工賃向上計画では、以下の事業所を対象とする。

対象事業所：就労継続支援B型事業所

障害者自立支援法の施行に伴う旧法体系による施設の新体系サービス事業所への移行(～平成24年3月)、その後の新規事業所の設立により、岐阜県工賃向上計画の開始時点である平成23年度と比べ、障害福祉サービス事業所は大幅に増加しており、特に就労支援A型事業所が大幅に増加するなど、事業所種別ごとの事業所の構成も変化した。

岐阜県の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は、平成22年度から上昇を続けているものの、依然として全国平均を下回っており、平成25年度及び平成28年度実績では就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所ともに全国平均を下回っている。

【B型事業所による平均工賃月額比較】

対象年度	事業所種別	対象範囲	事業所数	平均工賃月額（円）	対全国平均
平成22年度	就労継続支援B型	岐阜県	60	11,028	-2,415円
		全国	4,880	13,443	
	(参考) 就労継続支援A型	岐阜県	15	75,253	+3,560円
		全国	715	71,693	
平成25年度	就労継続支援B型	岐阜県	120	11,756	-2,681円
		全国	8,589	14,437	
	(参考) 就労継続支援A型	岐阜県	70	66,714	-2,744円
		全国	2,082	69,458	
平成28年度	就労継続支援B型	岐阜県	154	13,718	-1,577円
		全国	10,432	15,295	
	(参考) 就労継続支援A型	岐阜県	108	70,017	-703円
		全国	3,385	70,720	

※事業所数は調査回答事業所数

【考察】 B型事業所の平均工賃月額の増加は各事業所の継続的な工賃向上の取組の成果によるものであること、また、工賃が全国平均を下回る理由は、県内のB型事業所は比較的小規模な所も多く、設備面や効率面が影響していること等が考えられる。

4 第2期岐阜県工賃向上計画での取組について

(1) 第2期岐阜県工賃向上計画の概要

計画の期間

平成27年度から平成29年度までの3年間

目標工賃

障がい者が地域で自立した生活を営むために必要な費用を見込み、また各事業所が設定した目標額を考慮して、平成29年度の目標工賃を月額20,000円とした。

ア 障がい者が地域での自立した生活を営むために必要な工賃

- ①生活保護制度における生活扶助基準額（最低生活費）：100,597円/月
- ②障害基礎年金による所得：65,008円/月
- ③特定障害者特別給付費：10,000円/月

必要工賃月額（①－②－③）

$$100,597円 - 65,008円 - 10,000円 = 25,589円$$

イ 各事業所が設定した目標工賃：14,757円/月

$$(必要工賃月額 25,589円 + 各事業所の目標工賃 14,757円) \div 2 = 20,173円 (\approx 20,000円)$$

取組の内容

岐阜県工賃向上計画では、主に以下の取組を実施した。

(I) 社会就労事業推進セミナーの開催

地元企業、福祉施設、行政関係者等を対象に啓発セミナーを開催。

(II) 社会就労推進工賃向上計画推進事業（うち、コンサルタント派遣事業等）

授産施設等にコンサルタントを派遣し、又は施設等が集結して講習会等を行う作

業種別研究会を開催することにより、商品開発のポイント、ノウハウ等を学ぶ機会を提供。

(Ⅲ) 社会就労推進工賃向上計画推進事業（うち、共同化推進事業）

共同受注窓口をセルフ支援センターに設置し、受注を促進。

(Ⅳ) 社会就労推進工賃向上計画推進事業（うち、社会就労推進モデル事業）

※平成28年度終了

授産事業を行う社会福祉法人等の中から、実施能力があると認められる者を選定し、工賃アップのために行う取組と、その結果の報告を求める委託事業を実施。

(2) 第2期岐阜県工賃向上計画に基づく取組を実施した期間の工賃実績

第2期岐阜県工賃向上計画に基づく取組を実施した平成27年度から平成28年度の工賃実績については、以下の表のとおりとなった。

就労継続支援B型事業所は平均工賃が上昇傾向であるものの、全国平均を下回っている。ちなみに、就労継続支援A型事業所については、これまで平均賃金は上昇傾向であったが、平成28年度には減少に転じている。

【平均工賃月額推移】

<岐阜県>

施設種別	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度 (速報値)	
	施設数	平均工賃 月額	施設数	平均工賃 月額	施設数	平均工賃 月額	施設数	平均工賃 月額
①就労継続 支援B型	128	12,955	118	13,166	154	13,718	136	14,450
(参考) ②就労継続 支援A型	89	67,379	92	70,752	108	70,017	未発表	未発表

※施設数は調査回答施設数

<全国>

施設種別	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度 (速報値)	
	施設数	平均工賃 月額	施設数	平均工賃 月額	施設数	平均工賃 月額	施設数	平均工賃 月額
①就労継続 支援B型	9,244	14,838	9,910	15,033	10,432	15,295	未発表	未発表
(参考) ②就労継続 支援A型	2,625	66,412	3,155	67,795	3,385	70,720	未発表	未発表

(厚生労働省・岐阜県調査による)

5 県内の就労継続支援B型事業所の状況

(1) 事業所数

就労継続支援B型事業所数は185、総定員数は3,611名となっている。
(平成30年2月1日現在)

【就労継続支援B型事業所数】

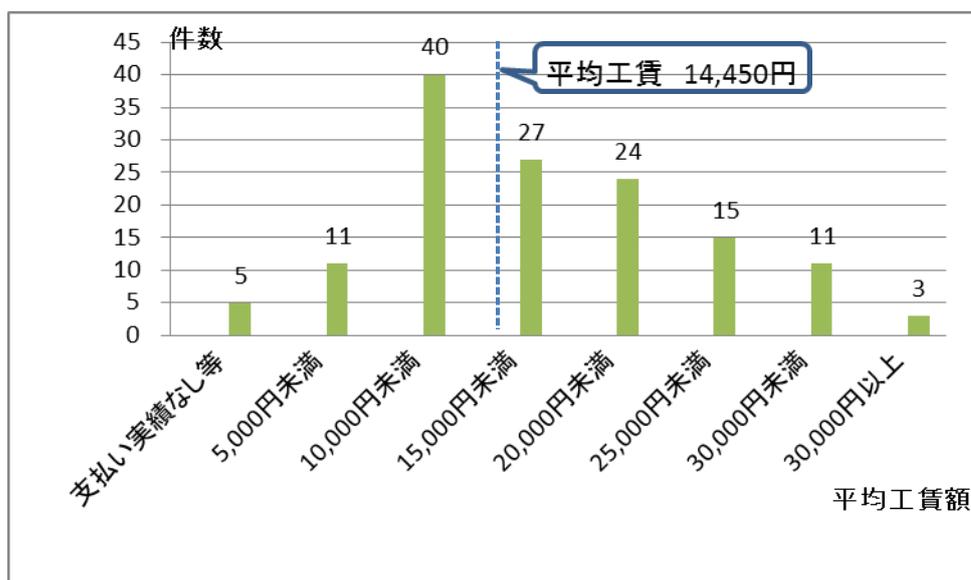
185事業所（平成30年2月1日現在）	
うち多機能型事業所	88事業所
<内訳>生活介護	45事業所
自立訓練	3事業所
就労移行支援	30事業所
就労継続支援A型	21事業所
（3つ以上の事業を行う事業所 11事業所）	

(2) 平均工賃月額

県内の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は、平成29年度実績（136事業所）で、14,450円（速報値）となっている。

【平均工賃月額の分布】

平均工賃月額	事業所数
20,000円以上	29
15,000円以上 20,000円未満	24
10,000円以上 15,000円未満	27
5,000円以上 10,000円未満	40
5,000円未満	11
支払実績無し等	5
計	136



(3) 事業所の現状と考え方（アンケート結果の概要）

工賃向上計画の策定にあたり、平成30年5月～6月に就労継続支援B型事業所に対して工賃向上への取組に向けたアンケートを実施した。（186事業所中136事業所から回答。比率は小数点第2位を四捨五入。）

ア 実施している作業の内容

作業の内容	事業所数	構成比
下請・内職(施設内)	111	81.6%
自主製品生産	101	74.3%
施設外就労	49	36.0%
その他（喫茶店の運営等）	42	30.9%

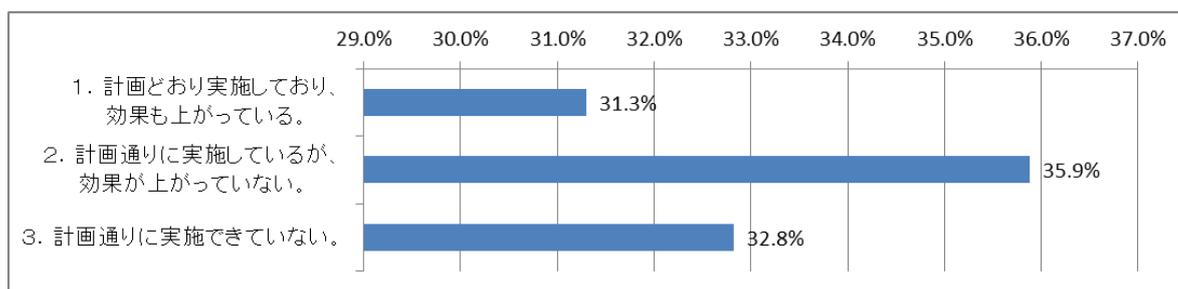
※複数の作業を実施している事業所が多いため、事業所数とは一致しない

イ 現在の工賃水準に対する考え方

考え方	事業所数	構成比
十分な水準	13	9.8%
十分ではないが必要最低限の水準	92	69.2%
必要最低限の水準に達していない	28	21.1%

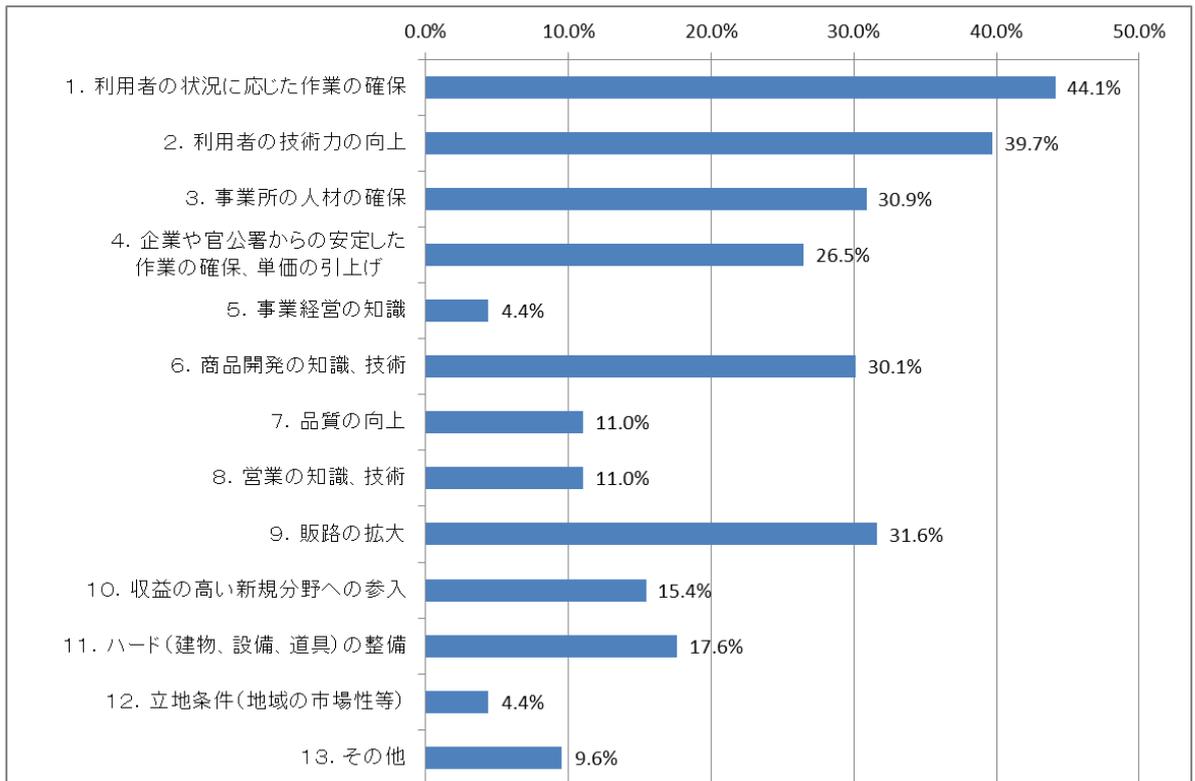
ウ 工賃向上の取組に対する課題・考え方

(7) 工賃向上計画の実施に対する事業所の状況



- ・一人一人の就労支援強化により、効果も上がっている。
- ・新商品等の取組み、作業工程の工夫により、効果が上がっている。
- ・経費削減を行っている。
- ・販路の開拓や自主製品の品質向上等に取り組んだが、販路が拡大ができなかった。
- ・自主製品の拡大を図っているが、売り上げに繋がっていない。
- ・利用者も増加しているため、工賃向上につながらない。
- ・利用者が減って仕事がもらえなくなってきた。
- ・当初の見込みより、官公庁の理解や協力が十分に得られなかった。

(イ) 工賃向上の取組に対する事業所の課題



(下請・内職)

- ・単価が低い。
- ・安定的な作業の確保。
- ・受託中心作業で作業量・納期に追われる。
- ・委託者との信頼関係構築のため、職員の点検作業を充実していく。
- ・単価の良い受託作業を探している。

(自主製品生産)

- ・売れる商品を作ることにに対する知識、技術、人材の不足。
- ・売れるもの、魅力のある商品を作るためのノウハウが必要。
- ・自主生産品の質の向上に苦慮している。
- ・取引相手との交渉の仕方や契約上の注意点等の営業の知識、技術が不足している。
- ・販路の拡大が必要。
- ・付加価値を付けて販売するにはどうしたらよいかわからない。

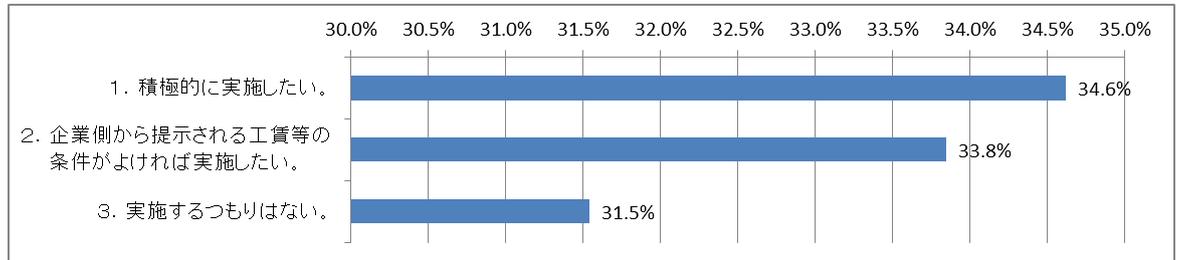
(利用者の状況)

- ・少人数なので、仕事を確保しにくい。
- ・重度の障がい者が行う作業の収益率が低い。
- ・能力の差が激しい。
- ・地域柄、産業も少なく、見合う作業が乏しい。
- ・利用者の作業技術が向上するように、指導員が声掛けや道具等を作って指導している。
- ・高齢化により、作業能力が衰えてくる。

(事業所の体制)

- ・ 求人を出し、人材確保に努めているが、なかなか安定しない。
- ・ 職員の人数が少なく、作業指示など手が回らない。
- ・ 毎日の仕事で手いっぱい、工賃向上への取り組みが不十分。
- ・ 技術のある人や、営業・製品開発、指導をできる人材が必要。

(ウ) 施設外就労に対する事業所の考え



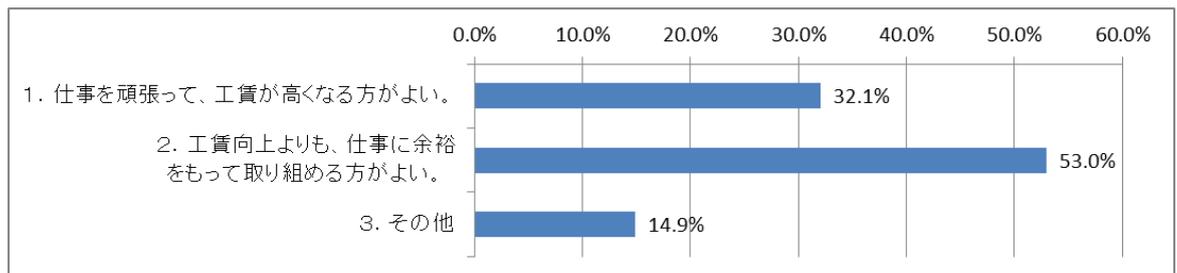
(実施したい理由)

- ・ 責任ある作業を行うことで、より実践に近い状態で自信につなげたい。
- ・ 利用者のニーズがあれば、是非考えたい。
- ・ 閑散期に自社の仕事が少なくなるため実施したい。
- ・ 工賃向上のみならず、地域との交流が深まる。

(課題等)

- ・ 職員の確保が難しい。
- ・ 施設外就労できる能力の方が抜けると、自主製品や請負仕事が回っていかなくなる。
- ・ 外部に出るレベルの利用者がいない。
- ・ 近くなら実施したい。
- ・ 移動が大変。
- ・ 自らの事業所の作業の中で、利用者の個々の充実・成長を考えたい。

エ 工賃向上の取組に対する利用者・家族の意見について



(利用者の意見)

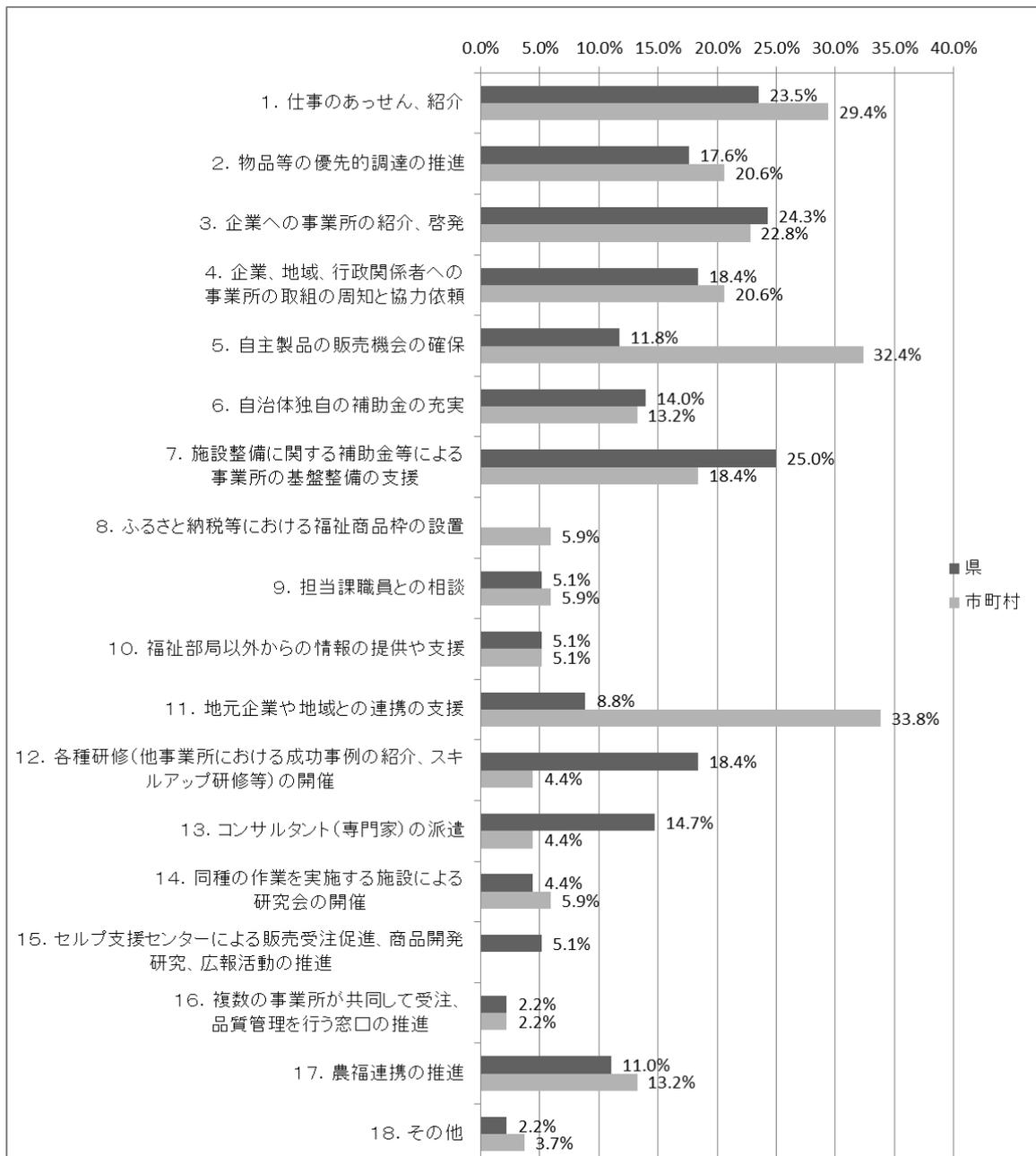
- ・ 工賃が高いと買いたいものが買える。
- ・ 生活面に関し、お金の有無が切実になってきている利用者さんが増えてきた。
- ・ 工賃を多くもらえる方がいいが、頑張って時間を長くするという考えは少ない。
- ・ ご本人はたくさん給料がもらえることが喜びであり、やる気や生きがいにつながっていると考えるし、そのように支援をしてきた。
- ・ 高齢や障害が重くなられても意欲的な利用者さんが多い。
- ・ 利用者が負担を感じることなく、毎日休まず通えることが前提。
- ・ 実家暮らしの方が多く、お金に対して困っている方がいないという現状。
- ・ 生活面や集団生活に問題を抱えている方が多いため工賃向上よりもそちらの支援を行ってほしいというニーズが多い。

- ・自分のペースを作っていくながら余裕のある時に仕事をしていくというニーズの方が多い。

(家族の意見)

- ・将来、自立を望んでいる家族が多い。
- ・やりがいを感じて仕事を頑張ってもらいたい。
- ・工賃は高い方が望ましいが何より毎日落ち着いて通ってほしいと考えられている方が多い。
- ・工賃向上は望ましいが、生産性と利益を優先することで、重い障害があっても働くことが実感できるB型事業所の良さがなくなることに不安を感じている。
- ・軽度の利用者家庭はスキルを向上し、工賃が高くなることを望んでおり、重度の利用者家庭は生活の安定を求められている。

オ 工賃向上の取組で県及び市町村に期待する支援



(ア) 県に対して期待する支援の上位3項目

7. 施設整備に関する補助金等による事業所の基盤整備の支援

- ・設備が整えば仕事の幅が広がる。
- ・施設の老朽化に伴う施設整備の補助が必要。

3. 企業への事業所の紹介、啓発

- ・事業の発注をしてもらうためまずは知ってもらいたい。
- ・貴重な労働力として障がい者を理解してもらえような啓発活動を期待する。

1. 仕事のあっせん、紹介

- ・業種に合わせた企業紹介や、マッチングの場があるとありがたい。
- ・事業所だけでは日々の作業や業務に追われて新規開拓は難しい。

(イ) 市町村に対して期待する支援の上位3項目

11. 地元企業や地域との連携の支援

- ・企業と知り合う機会を作ってもらいたい。企業者団体等との交流会の開催、イベントでの自主製品の販売等
- ・市のHP、掲示板、広報等でPRしていただき、知っていただきたい。

5. 自主製品の販売機会の確保

- ・市町村のイベントでの自主製品の販売の採用
- ・公募の条件に障がい者施設等の製品の販売場所の確保、販売代行が義務付けされると良い。
- ・イベント的なバザー出店に加え、常設販路があると良い。

1. 仕事のあっせん、紹介

- ・近場での仕事の照会をしてほしい。
- ・業務確保の一つとして官庁の照会があると助かる。

カ その他、工賃向上の取組に関する県への意見等

(就労継続支援B型の工賃向上のありかたについて)

- ・通っている方は多種多様で、能力の高い方ばかりではない。利益や工賃は少ないが、自分にできる最大限の能力を発揮し働くことに生きがいを感じている方も見え、そういった方も支援していることをわかってもらいたい。
- ・個々の障がい特性があるため、一概に頑張るといって支援ができない。
- ・高単価の作業はそれなりの技術や対応力が必要とされる。職員が作業の大半を担ってしまえば意味がないので、どうしても工賃水準が低くなる。
- ・「障害者だからこの程度でいいんだ」とか「利用者はそこまで望んでいない」という職員の認識を変えていかなければいけない。訓練給付なのだから、ちゃんとしたトレーニングをし、一般就労を目指していく姿勢や、適正な工賃を払う努力を事業所がしていかなければいけないと思う。
- ・時給より、月額工賃のアップが重要。そのためには、利用者が現在の作業を気に入り、勤勉に休まず通所することは必要で最低条件であると考えます。
- ・工賃向上に取り組むより、利用者と職員とのコミュニケーションや、どうすれば次のステップへ行けるのかが重要。

(報酬について)

- ・精神障がい者に合った短時間からの就労訓練のスタイルは月額平均工賃が下がる。報酬の評価に平均時給額を加えてほしい。
- ・平均工賃の区割りが1万円から2万円と言うのは幅がありすぎ目標となりえない。
- ・工賃で報酬が決定されるのは現場の状況とかけ離れている。

6 工賃向上に当たっての課題

対象事業所の状況、事業所へのアンケート結果から、以下の課題が考えられる。

(1) 利用者の状況に応じた作業の確保、技術力の向上

利用者、家族にとっては、工賃向上は望ましいことであるものの、そのための取組によって利用者、家族の負担が大きくなること、事業所職員の負担が大きくなって利用者への支援が十分にできなくなることが懸念されている。

また、事業所にとっては、ほとんどの事業所で現在の工賃水準が十分ではないと考えており、工賃向上の取組みの必要性を認識している一方、様々な状態の利用者を支援する中で、その難しさを感じている。工賃向上のためには、年間を通じて安定した作業を確保し、利用者がそれぞれに応じた作業に取り組んで安定して通所しながら、技術力の向上に取り組んでいけるような環境を整えていくことが必要となっていると考えられる。

(2) 人材の確保、情報の共有化

工賃向上の取組みに対して意欲がありながらも、人材や技術、情報の不足から踏み出せない事業所があり、人材の育成及び、技術の向上を図るほか、課題解決のヒントとなる先進事業所の事例の共有化が必要。

また、小規模事業所にあつては、単独で商品開発、大量受注、新しい分野の開拓を行うことが困難であることから、事業所間の情報共有、協力体制の整備や、共同受注窓口等の活用が必要であると考えられる。

(3) 企業や官公署からの安定した作業の確保、単価の引上げ

8割以上の事業所が実施している下請・内職作業や、施設外就労において、工賃向上に取り組んでいくためには、年間を通じて安定した作業量の確保、単価の高い作業の受注が必要となる。

そのためには、作業を発注する企業や官公署の理解、協力が不可欠であるほか、事業所においては、発注者側に信頼性の高い作業を提供できるように品質管理、技術向上に取り組む必要があると考えられる。

特に官公署においては優先調達推進法に基づき、物品調達だけでなく役務の提供を含め事業所への発注を拡大していく必要がある。また、小規模事業所においては品質管理や技術向上に当たって、共同での取組を進める必要があると考えられる。

(4) 収益力の高い事業、販路の拡大、新規分野参入への取組みの体制づくり

これまで主な作業として取り組んできた下請・内職作業では工賃向上を望めないため、自主製品生産や、施設外就労等の工賃の高い役務に新たに、または重点的に取り組んでいこうとする事業所があるように、工賃向上のためには、収益力の高い事業への取り組みが課題となる。

事業所にとっては、収益力の高い事業のために、従来の福祉的な支援以外の、事業経営や営業活動、商品開発等の知識、技術が必要になってくることから、職員の人材育成や確保など、それに向けた体制づくりが必要と考えられる。また、販路や受注の拡大にあたっては共同受注窓口等を通じた共同での取組みも重要である。

加えて、工賃向上のために新たな分野へ参入し、職場を拡大していくことも必要であると考えられる。特に、農業分野への参入については、野外における農作業が、障がい者の心の安定に資するほか、安定的な作業の確保、施設外就労の推進のため、農業分野における講師の派遣や、農作業を発注する農業法人や農家と、受注する福祉事業所のマ

ツチングのための体制整備など農福連携の取組を推進する必要があると考えられる。

7 目標工賃

(1) 目標工賃設定の考え方

『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』（平成 24 年 4 月 11 日障発 0411 第 4 号（一部改正平成 30 年 2 月 28 日障発 0228 第 3 号）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）では、各事業所は月額又は時間額により算出することになっており、都道府県は各事業所が策定した目標工賃の種類に応じて、目標工賃を設定することとなっている。

第 3 期岐阜県工賃向上計画では、目標工賃を月額で設定した事業所と、時間額で設定した事業所があったため、月額及び時間額の両方で目標工賃を設定する。

【各事業所の平成 30 年度工賃向上計画における目標工賃の状況】

工賃向上計画策定済の事業所：163 事業所

うち目標工賃を月額で算定した事業所 136 事業所

うち目標工賃を時間額で算定した事業所 27 事業所

	平成 30 年度目標			平成 31 年度目標			平成 32 年度目標		
	工賃支 払総額 (千円)	対象者 延人数 (人)	工賃 平均額 (円)	工賃支 払総額 (千円)	対象者 延人数 (人)	工賃 平均額 (円)	工賃支 払総額 (千円)	対象者 延人数 (人)	工賃 平均額 (円)
月額	445,082	29,280	15,201	486,777	30,348	16,040	520,583	31,007	16,789
時間額	66,111	353,518	187	75,524	370,415	204	84,242	383,495	220

(2) 目標工賃の設定

目標工賃は、障がい者が地域で自立した生活を営むために必要な費用を見込み、また各事業所が設定した目標額を考慮して、平成 32 年度の目標工賃を月額 20,000 円とし、以下のとおり年度目標を設定する。

【目標工賃月額】

年度	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (速報値)	平成 30 年度 (目標)	平成 31 年度 (目標)	平成 32 年度 (目標)
月額	13,718	14,450	17,000	18,500	20,000
時間額 (対象のみ)	172	189	212	242	262

※・平成 32 年度の目標額を基に、各年度の増加額が平準化するように設定

・時間額による目標は、工賃向上計画の目標工賃を時間額で設定した事業所のみを対象とし、当該事業所の実績を基に、月額の目標額と同程度の向上率となるよう設定

ア 障がい者が地域での自立した生活を営むために必要な費用の考え方

モデル：岐阜市在住、グループホームから就労継続支援 B 型事業所へ通所（障害福祉サービス利用料は 0 円）、単身世帯、年齢 20～59 歳

①生活保護制度における生活扶助基準額（最低生活費）

生活扶助基準（第1類+第2類） 72,040円

障害者加算 24,470円

計 96,510円

※ 実際のグループホームにかかる費用は、岐阜市内で6～7万円（家賃、光熱水費、食材料費等）となっており、それ以外に被服費等の支出が必要なことを考慮すると、月額10万円程度が最低限必要な生活費と考えられる。

②障害基礎年金による所得

2級障害 779,300円/年（一ヶ月あたり 64,941円）

③特定障害者特別給付費（平成23年10月～）

グループホームに係る支給決定を受けている障がい者に対し、月額1万円（家賃の月額が1万円未満の場合は当該家賃の額）を支給

必要工賃月額（①－②－③）

96,510円－64,941円－10,000円＝21,569円

イ 各事業所が設定した目標工賃との考え方

各事業所が設定した平成32年度の目標工賃月額は、17,762円*となっており、上記アで算出した必要工賃月額と乖離がある。

※時間額で設定している事業所分についても、月額換算することにより算出

第3期岐阜県工賃向上計画の目標工賃月額としては、アで算出した必要工賃月額を目標として行く必要があるが、各事業所が設定した目標工賃と乖離があること、目標に向けて取り組んでいく期間が3年間と短いことから、以下のとおり必要工賃月額と各事業所による目標工賃月額を考慮して、月額20,000円を平成32年度の目標工賃とする。

(必要工賃月額 21,569円+各事業所の目標工賃17,762円) / 2
＝19,666円(≒20,000円)

8 工賃向上のための具体的な取組

6で整理した課題を踏まえ、工賃向上のため、これまでの工賃向上計画に引き続き、以下のとおりの取組を行う。

なお、当計画の対象事業所は主に就労継続支援B型事業所であるが、県下の生産活動を行う障害福祉サービス事業所全体の工賃向上が対象事業所の工賃向上に資すると考えられる取組、岐阜県セルフ支援センターによる取組については、幅広く障害福祉サービス事業所を対象とした取組を行うものとする。

(1) 企業、地域、行政関係者に対する事業所の取組の周知と事業所への発注促進

- ・事業所の授産活動等について、一般企業、行政関係者等へ啓発し、企業内就労や下請け業務の発注の機会拡大等へ繋げるためのセミナーの開催及び、事業所への発注を促進するための、一般企業、行政関係者等への訪問等による仕事の切り出し相談
- ・障害者優先調達推進法に基づき、毎年度調達方針を策定し、障害者就労施設等からの物品やサービスの優先的、積極的な調達を推進するとともに、県内市町村に対して働きかけ

(2) 工賃向上に積極的に取り組む事業所への経営改善、技術向上等の支援

- ・ 経営改善や利用者、職員の技術向上等のため、専門的知識を持つコンサルタントを事業所へ派遣。なお、コンサルタントについては商工労働部、農政部などとも連携し、他部局が持つ専門性を生かし、効果的に実施するものとする。
- ・ 事業所が提供する商品や役務等の社会的信用を高めるためのコンプライアンス研修、共同受注できる事業所の増加や業務の質を向上させるための共同化推進研修、同種の作業を行う事業所による好事例検討会等の実施
- ・ 平成8年度から授産施設等の支援活動を行っている岐阜県セルフ支援センターによる取組（販売受注促進、商品開発・研究、広報活動、共同受注窓口）の推進。平成30年度からは会員制を撤廃し、支援対象事業所を拡大
- ・ 商品開発・改良等、授産活動上の課題を解決するため、6次産業化（農産物の生産、加工、販売事業）の促進及び同種の作業を実施する施設による研究会の開催
- ・ 関連補助事業（社会福祉施設等施設整備費補助金等）の活用し、事業所の工賃向上のための基盤整備を支援
- ・ 障がい者の就労機会の拡大のため、農業経営体と福祉事業所との農作業受委託マッチングの実施等により、農業分野への参入を支援する農福連携事業を農政部と協力のうえ推進

(3) 計画の推進に向けた関係機関との協力と見直し

- ・ 計画を推進するため、関係機関による「工賃向上計画推進委員会」を設置し、工賃向上に向けた協力を推進するとともに、課題等の検討を行い、計画の進捗状況等に応じて計画の見直しを実施

【年度別の取組計画】

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
企業、市町村等への周知、発注促進（啓発セミナーの開催、他部局、市町村、企業への働きかけ等）			→
障害者優先調達推進法に基づく調達の推進			→
コンサルタント派遣・研修会の開催			→
セルフ支援センターの取組の推進			→
関連補助事業の活用			→
農福連携事業の推進			→
工賃向上計画推進委員会による計画推進・見直し			→